

「日高市地域防災計画修正（案）」についての市民コメントに対する市の考え方について

意見募集期間：令和5年1月26日(木)から2月24日(金)まで			
人数及び意見数：意見提出者2名（提出意見5件）			
No.	該当頁等	計画（案）に対する意見	市の考え方
1	—	<p>私たち家族は、化学物質過敏症であり、日常生活の中でも、体調管理のために、柔軟剤や合成洗濯洗剤、シャンプーリンスの人工香料の臭いで家の窓を開けられなかったり、家の近所を散歩することもままならない生活を余儀なくされています。</p> <p>普段は人がたくさん集まる場所を避けながら生活をしています。</p> <p>しかし災害時には、多くの方が避難場所に集まります。</p> <p>「化学物質過敏症の症状が顕著だと考えられ、化学物質を極力避けるような生活をしてください。」との医師の診断書もあります。</p> <p>日高市内には私たち家族以外にも、化学物質過敏症を発症している方がいます。</p> <p>市としてどのような対応を検討、実施していただけますか？</p>	<p>避難所の開設に当たりましては、体調のすぐれない方などは可能な限り別の部屋で休んでいただけるような環境整備に努めてまいります。</p> <p>また、避難は「難」を「避」けることであり、市が指定した避難所へ避難することだけが避難ではありません。自宅とその周辺の安全が確保できる状況であれば、在宅避難という手段も有効です。この在宅避難も視野に入れて平素から備えておくことは大変重要と考えます。さらに、安全が確認できる知人や親戚宅に避難することも立派な避難です。</p> <p>いざというときのために、上記のような避難の選択肢を増やしておくことも大切と考えます。</p>
2	<p>第2編震災対策編 新旧対照表 P71以降 オープンスペース等の確保</p>	<p>「また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。」</p> <p>加筆されましたが、「レジリエンス」「グリーンインフラ」については、言葉が難しいと思います。市民にとって分かりやすい文章にしてほしいと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえまして、次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「レジリエンス（災害から速やかに回復する強靱さ）」 ・「グリーンインフラ（自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの）」
3	<p>第2編震災対策編 新旧対照表 P160以降 避難所の管理運営</p>	<p>令和元年の東日本台風（台風19号）での対応では、本市として初めてとなる避難指示（緊急）を発令し、8施設を避難所として開設しました。いろいろ課題も見えてきて、検証されたことと思います。</p> <p>今回の修正では「高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。」。要配慮者、女性、性的少数者へのことが加筆されました。</p> <p>また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策も加筆されており、良いと思います。</p> <p>災害発生時での管理運営は大変なこととなると思いますので、平時からいろいろ想定され関係機関との連携を図っていただきたいと思います。</p>	<p>様々な事態を想定し、関係機関との連携を図ってまいります。</p>
4	<p>資料編 新旧対照表 P178 指定緊急避難場所 P180 指定避難所</p>	<p>日高市立武蔵台小学校と日高市立武蔵台中学校は、指定緊急避難場所と指定避難所になっています（令和4年10月1日現在）。令和5年4月から施設一体型の義務教育学校として日高市立武蔵台小中学校として設置・開校します。この統合された学校は、4月以降、地域防災計画に、どのような位置付けになるのでしょうか。この計画案が継続されるのか変更になるのか、4月以降地域住民に周知していただきたいと思います。</p>	<p>令和5年4月以降も旧武蔵台中学校の避難場所及び避難所としての指定は継続いたします。</p> <p>市民の皆様には、広報ひだか令和5年4月号のほか、市ホームページ等で周知してまいります。</p>
5	—	<p>今回の市民コメントについては、令和5年2月号広報ひだかで知りました。終了期日の記載だけで、開始期日は記載されていませんでした。ホームページで、1月26日からスタートしていたことを知りました。日高市市民参加条例では「市民は、まちづくりの主役として積極的に市政に参加し、市民の意向が市政に反映できるようにすることが大切です。」と規定されています。市民コメントは重要な位置付けです。本来であれば、この期間で実施するのであれば、令和5年1月号の広報に掲載してほしかったと思います。計画策定の中で綿密にスケジュールを検討して、広報掲載のタイミングを逸しないようにしてほしいと思います。ネット社会とは言いますが、市民にとって、広報ひだかは重要な広報手段です。</p>	<p>当初、広報ひだか令和5年1月号での記事掲載も検討しましたが、意見募集開始が月末であり、広報紙の配布から日数が空くことから、2月号での記事掲載といたしました。</p> <p>ご指摘のとおり、広報紙での情報発信につきましては適正なタイミングで行えるよう努めてまいります</p>